



第15期 定時株主総会 招集ご通知

- 日時** 2025年3月25日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）
- 場所** 東京都港区三田三丁目5番19号
住友不動産東京三田
ガーデンタワー2階
ベルサール三田ガーデン

株式会社サイフューズ
証券コード：4892

証券コード 4892
2025年3月10日
(電子提供措置の開始日 2025年3月3日)

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産東京三田サウスタワー
株式会社サイフューズ
代表取締役 秋枝 静香

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第15期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.cyfusebio.com/ir/stock/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月24日（月曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面の郵送による議決権行使の場合】

3頁の「書面（郵送）で議決権行使される場合」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使される場合】

3頁の「インターネットで議決権行使される場合」をご確認ください。なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬 具

記

1. 日時：2025年3月25日（火曜日）午前10時（開場：午前9時30分）
2. 場所：東京都港区三田三丁目5番19号
住友不動産東京三田ガーデンタワー2階 ベルサール三田ガーデン
3. 会議の目的事項
 - (1) 報告事項 第15期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告
 - (2) 決議事項
議案 会計監査人選任の件

以 上

（お願い）

1. 会場ご出席の株主様におかれましては、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
4. 本株主総会へご来場される株主の皆さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

議決権行使に関するご案内

株主総会における議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

事前に議決権を行使される場合



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年3月24日（月曜日）午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

「スマートフォン」による行使

同封の議決権行使書用紙右下のログイン用二次元コードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、賛否をご入力ください。

行使期限 2025年3月24日（月曜日）午後6時まで



「ログインID・パスワード入力」による行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2025年3月24日（月曜日）午後6時まで

詳細は次頁をご参照ください

株主総会に出席される場合



当日出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年3月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたはタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い申し上げます。

二次元コードを読み取る方法

- 議決権行使書用紙右下に記載の二次元コードを読み取ってください。



- 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

- 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>



② ログイン

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更が可能です。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

以上

議案及び参考事項

議 案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東邦監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制、及び監査報酬の水準等に加え、同監査法人が有する様々な海外ネットワーク及び事業会社の海外展開に対する高度な専門的知見を有する国際的ファームとしての実績等を総合的に勘案し、当社が中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、今後のグローバルでの事業展開等に対して多角的な視点に立った会計監査を期待し、同監査法人を候補者として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりでございます。

(2024年12月31日現在)

名称	太陽有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階
沿革	1971年9月 太陽監査法人設立 2006年1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる 2008年7月 有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年7月 優成監査法人と合併
概要	人員構成 代表社員・社員 95名 特定社員 5名 公認会計士 374名 公認会計士試験合格者等 221名 その他専門職 214名 事務職員 104名 顧問 1名 契約職員 259名 合計 1,273名

会計監査人候補者に関する事項

太陽有限責任監査法人は2024年1月1日から3月31日の間、金融庁より契約の新規の締結に関する業務の停止命令を受けておりましたが、同監査法人は、2024年1月31日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し及び監査現場の改革等の施策を実施しております。

今回の処分は、当初の通常監査ではなく、主として訂正監査に起因し、最終の表示段階で発生した個別性の高い事案であるため、通常の監査における品質等の影響は無いものと考えております。また、業務改善については、金融庁より一定の改善が図られていると認められ、同監査法人の金融庁に対する業務改善報告は2024年7月1日をもって終了しており、今後も定期的に改善の状況の報告を受けることをもって同監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みを評価するとともに、当社における監査業務は適正かつ厳格に遂行されると判断しております。

以上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2024年1月1日～12月31日）における我が国経済は、世界的な金融引き締めや、世界各地での紛争リスクによる社会経済への影響が続く等、依然として先行きの不透明感が残る状況下でしたが、一方で、経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の回復等を背景にサービス消費が拡大し、景気は緩やかな回復基調をたどりました。バイオ分野においては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が発表されて以降、バイオベンチャーへの支援がより一層推進傾向にあり、特に再生医療・遺伝子治療等のバイオ分野は国益に直結する科学技術・イノベーション分野として、重点投資分野に指定されており、今後の経済成長が期待されております。国内における再生・細胞医療、遺伝子治療分野では、条件及び期限付き承認制度の在り方や再生医療等製品の製造・評価体制の整備に関する議論が掲題されつつも、厚生労働省 薬事・食品衛生審議会再生医療等製品・生物由来技術部会において、再生医療等製品の製造販売承認が了承された製品が追加され、新たな再生医療等製品の上市と本分野の拡大成長及び社会的な期待が加速しております。

このような環境下において、当社では、独自の基盤技術を用いた革新的な再生医療等製品や3D細胞製品の創出を通じて、新たな再生医療・細胞医療の実用化・産業化に貢献するべく、研究・技術開発を中心とする事業活動を推進してまいりました。また、細胞製品開発と並行して、デバイス販売や共同研究活動等により、次世代製品候補の探索や当社の基盤技術を国内外に普及させる事業活動にも取り組んでまいりました。

具体的には、①再生医療領域において、再生医療等製品の実用化へ向けたパイプライン開発及び研究用細胞製品の各種受託、②創薬支援領域において、製薬企業・非臨床試験受託企業等の創薬活動を支援する3D細胞製品の開発・販売、③デバイス領域において、基盤技術を搭載したバイオ3Dプリンタ等の三次元細胞積層システム機器の開発・販売等を多面的に展開しております。

このような状況のもと、当事業年度における経営成績は、以下のとおりとなりました。

当事業年度における売上高は、3D細胞製品に関する各種受託及び関連消耗品の販売等により54,446千円（前年同期比10.9%減）、販売費及び一般管理費912,982千円（前年同期比24.2%増）、営業損失896,133千円（前年同期は697,437千円の営業損失）となりました。また、公的機関からの助成金受領等により、営業外収益46,866千円（前年同期比64.4%減）及び借入金の利息等の支払により営業外費用20,480千円（前年同期比0.3%減）を計上したことから、経常損失869,747千円（前年同期は586,187千円の経常損

失)、当期純損失は872,238千円（前年同期は589,211千円の当期純損失）となりました。なお、当社の事業は細胞製品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

当事業年度における各事業領域の進捗概況は、以下のとおりです。

①再生医療領域

当社では、主要な再生医療パイプライン（末梢神経再生、骨軟骨再生、血管再生等の革新的な再生医療等製品）について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」という。）等の公的機関の支援のもと、再生医療等製品の承認取得・実用化を目指し、各大学・研究機関及び連携企業等の共同開発パートナーとともに臨床開発及び研究開発を進めております。

これまでに、当社のバイオ3Dプリンタを用いた再生医療等製品に係る開発は、世界で初めて実際の患者さまへ移植を行う臨床試験に成功する等、成長市場である再生医療分野において、産学官一体となって順調に進展しております。また、当社のパートナー企業との協業により、本分野の事業基盤（サプライチェーン）の整備・確立へ向けた取り組みについても進めております。

当事業年度においては、本臨床試験の成果を含む当社の再生医療等製品の開発について、英国の国際学術誌「Communications Medicine」への掲載や第23回日本再生医療学会総会、第97回日本整形外科学会学術総会における発表等を通じて、学術的・科学的なエビデンスを国内外に広く公表し、また、BioJAPANや7th TERMIS 2024 world congressをはじめとする展示会等において製品周知及び価値向上に向けて様々な活動を行いました。その結果、当社の製品開発活動やバイオ3Dプリンティング技術をはじめとした基盤技術に対するメディアでの取り上げが増加する等、今後の製品上市へ向けた事業化活動も進展いたしました。

a. 末梢神経再生

末梢神経再生については、京都大学医学部附属病院とともに実施した「末梢神経損傷を対象とした三次元神経導管移植による安全性と有効性を検討する医師主導治験」が完了したことを受け、国立大学法人京都大学から公表された論文内容をもとに本治験結果の報告を行い、当社のパートナー企業である太陽ホールディングス株式会社及び太陽ファルマテック株式会社とともに、今後の産学官連携による社会実装に向けた取り組み等について報道発表を行い、企業治験開始に向け、準備を進めました。また新たに同種細胞を用いた末

梢神経再生法の開発について、開発パートナーである京都大学及び東京大学とともにAMED事業「末梢神経損傷に対する同種臍帯由来間葉系細胞を用いた三次元神経導管移植治療法の開発」において非臨床試験を実施し、神経再生が確認された研究成果が米国の国際学術誌「PLOS One」に掲載されました。本研究成果をもとに早期の治験開始に向け研究開発を進めており、自家並びに同種（他家）細胞を用いた末梢神経再生の実現に向けて取り組んでおります。

b. 骨軟骨再生

骨軟骨再生については、当事業年度新たにAMED橋渡し研究プログラム「バイオ3Dプリンター技術を用いた膝関節特発性骨壊死に対する骨軟骨再生治療」に採択され、慶應義塾大学病院及び藤田医科大学病院とともに次相臨床試験開始に向けた開発を進めました。また、前事業年度に採択された経済産業省「令和4年度 第二次補正予算『再生・細胞医療・遺伝子治療の社会実装に向けた環境整備事業』」により、藤田医科大学及び慶應義塾大学病院、慶應義塾大学再生医療リサーチセンターとともに骨軟骨再生の社会実装に向けて継続して基盤整備に取り組んでおります。

c. 血管再生

血管再生については、国立大学法人佐賀大学とともに臨床試験を継続し開発を進めました。今後も、開発パートナー及び医療機関並びにパートナー企業と協働し、細胞製神経導管をはじめとする革新的な再生医療等製品としての製造販売承認取得並びに社会実装を目指し、新たな治療法の選択肢を増やすべく、引き続き開発を進めてまいります。

d. 次世代パイプライン

主要パイプラインに加え、次世代パイプラインの育成及び探索開発についても進捗しており、共同研究先である国立大学法人広島大学が採択されたAMED事業「バイオ3Dプリンターで作製した三次元移植組織を用いる革新的歯周再生療法の開発」に引き続き参画し、歯周組織再生療法に関する研究開発を進め、第23回日本再生医療学会総会及び第13回細胞再生医療研究会学術集会（最優秀賞受賞）において、共同研究パートナーとともに開発成果の公表等を行いました。今後も引き続き、次世代パイプラインの研究開発を進めるとともに、新たなシーズ探索・基礎研究を進めてまいります。

e. その他

パートナー企業との連携に関しては、細胞製品の製造に関する包括的パートナーシップ

契約を締結している太陽ホールディングス株式会社及びその子会社である太陽ファルマテック株式会社とともに、将来の再生医療等製品の実用化を見据えた、製造販売体制構築に向けて準備を進めました。さらに、P H C ホールディングス株式会社及びその子会社であるP H C 株式会社とともに、再生医療等製品の商業生産体制構築へ向けた共同開発を、その他、ZACROS株式会社とともに、細胞の大量培養に関する共同技術開発を進めております。また、岩谷産業株式会社との協業においては、3D細胞製品の凍結保存に関する共同開発を進めており、第23回日本再生医療学会総会にて共同研究成果の発表を行うとともに、2024年7月にはその成果について共同プレスリリースを行いました。これらのパートナー企業との共同開発は、サイフューズが開発を進める再生医療等製品及び3D細胞製品の実用化に向けた、産学官エコシステムでの取り組みであり、慢性期のみならず急性期の病気やケガに対する治療法の開発、並びに産業応用を目指した開発であり、将来の我が国の経済発展が期待されています。

その他、ISSCR・Organoid symposium2024 及び 7th TERMIS 2024 World congress、Neuroscience2024、Biofabrication 2024等の国際学会に参加し、バイオ3Dプリンタのマーケティングをはじめ、様々な関係機関や企業等とのコラボレーションの機会探索を拡大しました。また、前事業年度に、日立グローバルライフソリューションズ株式会社、MetaTech (AP) Inc.及びTaiwan Hitachi Asia Pacific Co., Ltd.との間で締結した基本合意書に基づき台湾地域での協業展開へ向けた交渉を進める等、今後のグローバル展開へ向けた協業も進捗しております。

以上のように、今後もパートナー企業との間で戦略的パートナーシップの強化を進め、革新的な再生医療等製品の早期の実用化に向け、開発を進めるとともに商業化へ向け企業間連携をより一層強化してまいります。

②創薬支援領域

当社では、独自の基盤技術により、スキャフォールドを使用せずヒト細胞のみから成る「ヒト3Dミニ肝臓®」をはじめとした、臓器が有する機能を体外で再現する3D細胞製品の開発を進めております。

当事業年度においては、前事業年度より販売を開始した「ヒト3Dミニ肝臓®」について、富士フィルム和光純薬株式会社ほか数社との販売提携を行い、マーケティング及び販路拡大を進めました。また、第51回日本毒性学会学術年会において本製品に関する講演及び学会の企業展示ブースや産業交流展2024、第2回湘南EXPO等の展示会への製品出展によるユーザーへの販売促進活動も進めました。

本製品は、2018年度に採択された国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）事業により開発を進めてきた成果のひとつであり、その後、積水化学工業株式会社、大阪サニタリー株式会社及び株式会社SCREENホールディングス等のパートナー企業との協業により製品実用化を達成したものとなります。

本製品は、製薬企業や非臨床試験受託企業等の創薬研究のニーズに応える高いユーザビリティを発揮する特徴を有するとともに、将来的には動物実験代替法として利用できる可能性を有する点で、サステナビリティに関しても大きな社会的意義を有するものであります。

また、本製品が東京都ベンチャー技術大賞において、革新的で将来性のある製品として評価を受け、奨励賞を受賞する等、3D細胞製品という新たな分野の周知活動も拡大いたしました。さらに、株式会社SCREENホールディングスとともに、細胞・組織の品質評価に関する新技術の発表を共同リリースにて実施いたしました。本開発は、これまで方法論が限られていた細胞製品の品質管理を刷新する可能性が見込まれるものであり、次世代の品質試験ツールとしての活用が期待されています。

加えて、当社の3D細胞製品ラインナップ拡充に向けた『難治性線維化疾患評価に適した革新的三次元間質組織 FCD』の開発が、「令和6年度新製品・新技術開発助成事業」（東京都中小企業振興公社）に事業採択されました。

本事業の成果を新たな3D細胞製品の実用化・商業化へ繋げ、未だ特定されない様々な疾患の発症メカニズムの解明や新しく開発された治療薬候補の効果検証等に対して貢献することを目指してまいります。

③デバイス領域

当社では、再生医療領域・創薬支援領域と併せてデバイス領域においても、独自の基盤技術を搭載したバイオ3Dプリンタに代表される自動化装置や関連周辺機器及び専用消耗品類の開発・製造・販売等の事業活動を進めています。また、本事業活動を通じてバイオ3Dプリンタを介した基盤技術の普及促進を図ることで、再生・細胞医療領域における新たなシーズ探索や様々な製品開発に寄与する有力な技術としてのポジション確立を目指しております。その他、再生医療等製品の製造工程の機械化・自動化等の生産技術開発、3D細胞製品の実用化に必要となる技術応用及び新技術開発にも取り組んでおります。

当事業年度においては、周辺機器類を含めたデバイス製品の生産性・品質向上を目的とした『バイオ3Dプリンタ用資材製造・保守レポート管理システムの構築』の新たな技術開発テーマが、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（全国中小企業団体

中央会／中小企業庁／経済産業省)に事業採択されました。本採択事業により、将来の商業生産を見据えた技術開発を加速してまいります。

また、業務提携パートナーである日本精工株式会社との間では、再生・細胞医療分野における製品製造工程の自動化へ向けた新技術開発を実施しており、その成果に関する共同リリースを実施いたしました。これらの新技術開発の進展は、当社が開発を進める再生医療等製品や3D細胞製品の生産技術・設備としての応用展開を視野に入れ、業務提携パートナー企業とともに進めてきた協業成果であり、今後も製品製造工程に係る様々なプロセスの機械化・自動化へ向けた技術・装置・設備開発をさらに進め、将来の商業生産体制の構築に向け準備を進めてまいります。

その他、各種学会や展示会へのバイオ3Dプリンタの出展、メディア等の媒体を通じたPRの拡大等、更なる基盤技術の普及・周知に繋げる取り組みに関しても継続して進めてまいりました。

当社では、今後も引き続き、様々なパートナー企業との連携を通じて3D細胞製品及び再生医療等製品の実用化に向けた生産技術開発、並びに将来の再生医療の商業化を見据えた新たな技術開発にも積極的に取り組んでまいります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は7,683千円です。

(3) 資金調達の状況

当社は、経済・金融環境の変化に備えて十分な手元流動性を確保し、中長期的な財務基盤の拡充を図るため、株式会社三井住友銀行・株式会社三菱UFJ銀行等の取引銀行や株式会社商工組合中央金庫等の政府系金融機関等との間で総額1,550,000千円のコミットメントライン契約等を含む融資枠を設定しており、当期末において融資枠に基づく実行残高は507,800千円であります。

また、当社では先般の新型コロナウイルス禍等の長期化リスクを見据えた安定的な運転資金の確保を目的として、日本政策金融公庫からの「新型コロナ対策資本性劣後ローン」等の長期借入を実施しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、企業理念である医療の革新的進歩への社会的貢献を目的として、パートナーシップ戦略による多面的な事業展開を軸に、①細胞製品の実用化・商業化、②経営基盤の強化に加え、③医療分野のみならず、次世代ヘルスケア分野や教育分野等の他領域への付加価値向上、社会的及び経済的価値の共存を目指したSDGsやESGの推進に取り組む等、持続的な成

長を目指してサステナビリティに関する様々な活動を推進しております。このように、当社では再生医療をベースとした様々な事業活動を通じて、新しい医療・産業の創出を目指すにあたり、下記のとおり対処すべき課題に対する様々な取り組みを実施しております。

① 細胞製品の実用化・商業化

a. 開発パイプラインの実用化

当社が、再生医療ベンチャーとして中長期的な企業成長と事業価値の最大化を図るためにには、再生医療等製品の承認取得をはじめとして、当社独自の基盤技術から生み出される3D細胞製品の開発を着実に進め、継続的に開発パイプラインの価値を拡大・発展させていく必要があります。

一般的に、新たな再生医療等製品の実用化には様々な開発上の課題があることから、プラットフォーム技術を有する当社が中心となってパイプライン開発を推し進め、高度な開発力・技術力等の専門性を有する複数の事業会社との間で構築した強固かつ効率的な共同開発体制に基づき将来の細胞製品の実用化・商業化を見据えた開発を進めております。

また、再生・細胞医療分野はこれから高度成長が期待される一方で、バリューチェーンの形成や市場の成熟度など分野としての課題もあることから、再生医療等製品の実用化とともに、事業としての商業化及び将来の安定的・継続的な収益構造の構築をはかるため、開発パートナーや事業化パートナーとのパートナリングの強化によるバリューチェーン構築及び再生医療等製品のコスト低減に資する製造販売体制の整備・強化等を進めております。

さらに、当社の3D細胞製品のようなこれまでに前例のない新しいコンセプトの製品の実用化・商業化には市場浸透に関する課題もあることから、当社の製品優位性に基づき将来の再生・細胞医療市場を牽引していくことを視野に入れ、原料の安定供給、製造、販売等の各機能についても、パートナー企業との戦略的な提携等を通じて、再生医療等製品の安定供給、マーケティング、顧客となる医療機関へのネットワーク、販路構築等の拡大に対処すべく体制強化に努めております。

加えて、現在の開発パイプラインの実用化を達成したのも当社が持続的成長を遂げていくためには、現在の主要開発パイプラインに続く次世代の研究開発シーズの探索も重要であります。当社では、現在の複数パイプラインの開発を着実に進めることと並行して、さらなる開発パイプラインの拡充を目指して、引き続き大学や研究機関との共同研究及び自社独自の研究開発についても促進しております。

b. 基盤技術普及

当社の将来の持続的な企業成長のため、再生・細胞医療領域における基盤技術のポジション確立及び次世代のパイプライン（研究開発シーズ）の普及・探索の拡大のため、

事業活動とともに、バイオ3Dプリンタ等のデバイスを通じた基盤技術普及を着実に遂行していく必要があります。

そのため、当社は、バイオ3Dプリンタ「Regenova®」及び「S-PIKE®」について販売提携パートナーとともに、学会や展示会等での普及活動を進め、ベース収益の確保を進めるとともに、ユーザーの研究開発を支援し、ユーザーの論文投稿等今後の研究開発促進に繋がるフォローアップ活動についても継続しております。

また、バイオ3Dプリンタのグローバル展開を通じた基盤技術のさらなる普及拡大を通じて、当社の3D細胞製品開発のみならず、再生・細胞医療分野における様々な研究開発の促進及び新たなシーズの開拓の促進を目指してまいります。

② 経営基盤の強化

a. 組織体制の強化

当社の製品開発の源泉は、開発会社としての研究開発力・技術開発力にあり、当社が再生医療等製品の承認取得へ向けたパイプライン開発や独自の3D細胞製品開発に必要な技術革新を着実に実行していくためには、当社の基盤技術を習得したオリジナルな人材の確保及び人材の育成を中心とした組織体制を強化する必要があります。

そのため、研究者・技術者がそれぞれの専門性や能力を最大限に発揮できる組織体制を構築し、組織的な開発力・技術力の向上を図るとともに、開発や事業の進展に合わせ柔軟に組織体制の見直しを行い、組織体制の効率化を進めてまいります。

さらに、当社の事業継続性の維持・向上のため、高度な専門性を有する優秀な人材の確保及び将来の企業成長を牽引していく中核的人材の育成にも努めてまいります。

b. 財務基盤の強化

研究開発型ベンチャー企業である当社では、製品・サービスの販売及び技術ライセンス等の知的財産権の事業化等により収益を安定的に確保できるようになるまでは、研究開発に対する多額の先行投資による継続的な営業損失と、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上することになることから、将来の持続的な企業成長のため、収益の多様化や安定化を図り、財務基盤を強化する必要があります。

当社では、研究開発型のベンチャーが直面する大きな資金的課題に対して、国立研究法人科学技術振興機構（JST）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）及び東京都等の行政からの研究開発・技術開発に対する事業採択による支援を得る等することで、効果的な開発資金の獲得及び開発投資の実行を進めております。

また、当社では、効率的で安定した運転資金を確保しながら、研究開発及び技術開発に対する先行投資を着実に実行するため、大手金融機関からの融資枠の供与や政府系金融機関からの長期借入を通じて対外信用力を強化する等、間接金融による財務状況の安

定性強化に努めております。

今後も、細胞製品上市による安定的な収益実現まで、細胞製品及びデバイス関連の売上を伸ばす一方、研究開発費を中心とした事業活動資金を継続的に外部より調達し、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図るとともに、株式市場からの調達等を含めた資金調達手法の多様化を図ることで、事業活動に必要な資金の安定的かつ機動的な調達を通じて財務基盤の強化を目指してまいります。

③ サステナビリティに対する取り組み

a. 基本方針及び戦略

当社のような比較的小規模なベンチャー企業が持続的な企業成長を遂げるためには、すべての役職員がサステナビリティに関する様々な取り組みを全社的に理解し、促進していくことが重要です。

その観点から、当社では、全社横断的にサステナビリティに関する取り組みを推進するとともに、サステナビリティに関する施策や進捗状況、リスク等について、取締役会・経営会議等の会議体で適宜確認する体制を構築し、ステークホルダーの皆さんと共有すべきサステナビリティに関する重要な価値観を構築してまいります。

b. 具体的な取り組み

当社は、2010年の創業以来、「革新的な三次元細胞積層技術の実用化を通じて医療の飛躍的な進歩に貢献する」という企業理念のもと、細胞のみから作製した立体的な組織・臓器を新しい3D細胞製品として、再生医療・創薬分野をはじめとする先端医療の現場へお届けすることで、産業や社会発展に貢献することを目指して事業活動を展開しております。

当社では、本事業活動における研究開発・技術開発と並行して、パートナー企業とともに、今後の再生医療の産業化とグローバル展開に向けて、従来よりもコンパクトかつシームレスな細胞培養加工施設 (CPF : Cell Processing Facility) を共同開発し、細胞製品の製造現場での省エネ化を促進する等、次世代のモノづくりへ貢献する取り組みを進めております。

このように環境にも配慮した製品開発・製造及び当社独自の3D細胞製品の実現により、世界中の患者さまへ新しい価値をお届けすることで、病気やケガに苦しむ患者さまのQOL (Quality of Life) を向上させるとともに、再生・細胞医療領域の社会的課題の解消を視野に入れた新しい産業の創出ならびに持続可能な社会の実現を目指してまいります。

また、この成長戦略の実現には、高度な専門的技能及び経験を有する多様な人材の確保及び育成が重要であり、当社では、人的資本の拡充及び組織体制の強化に向け、様々な施策を通じた人材育成及び社内環境整備に積極的に取り組んでおります。

具体的には、創業来、中長期的インセンティブプランとしてのストック・オプション制度等を継続してきた他、役職員のワークライフバランスの実現とパフォーマンス最大化に向けた、当社独自の環境整備（役職員自らが環境を構築する『まほろばプロジェクト』）を実施しております。

さらに、持続可能な社会の実現には、次世代への研究や技術等の継承も重要であり、当社の基盤技術の普及や再生医療や細胞製品の実用化・産業化に向けた啓蒙浸透等の活動に加え、組織の強化には様々な「学び」が重要であるとの考えのもと、社内外の機会をとらえた様々な教育プログラムにも取り組んでおります。具体的には、未来の研究者や技術者を輩出するための学生を対象とした教育活動（Cycamp：『サイキャンププロジェクト』）に取り組んでおります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第12期 (2021年12月期)	第13期 (2022年12月期)	第14期 (2023年12月期)	第15期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高 (千円)	708,245	374,477	61,112	54,446
経常利益又は 経常損失（△） (千円)	144,914	△433,165	△586,187	△869,747
当期純利益又は 当期純損失（△） (千円)	142,905	△473,962	△589,211	△872,238
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△） (円)	285.53	△177.67	△75.42	△108.34
総資産 (千円)	2,646,232	4,815,337	4,214,809	3,518,001
純資産 (千円)	1,900,114	3,769,801	3,203,469	2,542,406
1株当たり純資産額 (円)	△5,183.91	484.88	405.71	304.60

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）及び1株当たり純資産額については、小数点第3位を四捨五入しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は、期中平均株式数により算出しております。
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
 4. 当社は2022年9月2日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
 5. 第13期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第13期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

再生医療等製品の研究・開発・製造・販売を主たる事業としております。

(8) 主要な事業所

名称	所在地
本社及び東京ラボ	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産東京三田サウスタワー
福岡ラボ	福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号 天神ビジネスセンター

(9) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21 (1)名	一 名	40.0歳	5.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託、パートタイマー及び派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内に、外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

金融機関名	借入額
株式会社日本政策金融公庫	300,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	273,900千円
株式会社西日本シティ銀行	100,000千円
株式会社横浜銀行	100,000千円

2. 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 23,000,000株

(2) 発行済株式の総数 8,184,800株

(3) 株主数 6,285名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
SBI Ventures Two株式会社	490,500	5.99
秋枝 静香	466,200	5.69
三條 真弘	341,900	4.17
株式会社 S B I 新生銀行	223,000	2.72
株式会社 J T ファイナンシャルサービス	222,500	2.71
名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー1号投資事業有限責任組合	222,000	2.71
中山 功一	192,000	2.34
P H C 株式会社	185,100	2.26
福岡地所株式会社	175,200	2.14
株式会社 S B I 証券	174,900	2.13

(注) 持株比率は、小数点第3位を切り捨てて算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式を付与しております。

区分	株式数（株）	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	210,000	3名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)①d.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

- ① 2016年1月21日開催の取締役会決議による新株予約権（第6回新株予約権）
- ・新株予約権の数 8個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式500株（新株予約権1個につき500株）
 - ・新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり70,000円
 - ・新株予約権を行使することができる期間 2018年1月22日から2026年1月21日まで
 - ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取 締 役	8個	4,000株	1名
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	—	—	—

(注) 1. 上記の取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
 2. 2022年9月2日付で行った普通株式1株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 2017年6月16日開催の取締役会決議による新株予約権（第10回新株予約権）

- ・新株予約権の数 17個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式500株（新株予約権1個につき500株）
- ・新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり70,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間 2019年6月17日から2027年6月16日まで
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取 締 役	17個	8,500株	1名
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	—	—	—

- (注) 1. 上記の取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
 2. 2022年9月2日付で行った普通株式1株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ③ 2018年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権（第13回新株予約権）
- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ・新株予約権の数 | 15個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式500株（新株予約権1個につき500株） |
| ・新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない |
| ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1個当たり70,000円 |
| ・新株予約権行使することができる期間 | 2020年8月11日から2028年8月10日まで |
| ・当社役員の保有状況 | |

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取 締 役	15個	7,500株	1名
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	—	—	—

- (注) 1. 上記の取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
 2. 2022年9月2日付で行った普通株式1株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ④ 2019年4月12日開催の取締役会決議による新株予約権（第14回新株予約権）
- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ・新株予約権の数 | 10個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式500株（新株予約権1個につき500株） |
| ・新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない |
| ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1個当たり110,000円 |
| ・新株予約権行使することができる期間 | 2021年4月13日から2029年4月12日まで |
| ・当社役員の保有状況 | |

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取 締 役	10個	5,000株	1名
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	—	—	—

- (注) 1. 上記の取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
 2. 2022年9月2日付で行った普通株式1株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ⑤ 2022年3月4日開催の取締役会決議による新株予約権（第18回新株予約権）
- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ・新株予約権の数 | 180個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式500株（新株予約権1個につき500株） |
| ・新株予約権の払込金額 | 1個当たり2,700円 |
| ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1個当たり125,000円 |
| ・新株予約権を行使することができる期間 | 2022年3月14日から2032年3月13日まで |
| ・当社役員の保有状況 | |

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取 締 役	180個	90,000株	3名
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	—	—	—

(注) 2022年9月2日付で行った普通株式1株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2023年12月25日開催の取締役会決議による新株予約権（第20回新株予約権）

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| ・新株予約権の数 | 120個 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式12,000株（新株予約権1個につき100株） |
| ・新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない |
| ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1個当たり100円 |
| ・新株予約権を行使することができる期間 | 2026年1月16日から2034年1月15日まで |
| ・新株予約権の割当対象者及び割当数 | 当社従業員12名 120個 |

(3) その他新株予約権等の状況

2023年12月25日開催の取締役会決議による新株予約権（第19回新株予約権）

- ・新株予約権の数 3,100個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式310,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり500円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり77,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間 2026年1月16日から2034年1月15日まで
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取 締 役	3,100個	310,000株	3名
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	—	—	—

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	秋枝 静香	-
取締役	三條 真弘	当社CFO経営管理部長
取締役	徳永 周彦	当社システム開発部長
取締役	吉岡 康弘	-
取締役	鈴木 邦彦	株式会社セルファイバ 社外監査役
常勤監査役	小田 陽一	小田公認会計士事務所 代表
監査役	廣瀬 卓生	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 株式会社コアコンセプト・テクノロジー 社外取締役 浜松ホトニクス株式会社 社外取締役
監査役	小田 和也	みれい菓株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役吉岡康弘及び取締役鈴木邦彦は、社外取締役であります。
 2. 監査役小田陽一、監査役廣瀬卓生及び監査役小田和也は社外監査役であります。
 3. 監査役小田陽一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役廣瀬卓生は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家として法令、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役吉岡康弘、鈴木邦彦、監査役小田陽一、廣瀬卓生及び小田和也を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に基づき、かつ、独立社外役員が委員の過半数を占める報酬諮問委員会における審議等の手続きを経たうえで決定されていることから、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等の内容は、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を目指して、外部専門機関の報酬データや公表資料データを参考にしながら、同業他社、異業種の報酬水準等を踏まえて基準額の設計を行っております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、月額固定報酬のほかに、あらかじめ定める客観的な基準及び外部評価等を取り入れた所定の手続きに従い合理的に算出される賞与等の業績連動報酬やストックオプション等の非金銭報酬を支給することができるものとしております。

このように報酬の一定割合を業績と連動させること、あるいは、非金銭報酬による支給とすることにより、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能させます。

また、社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から定額報酬（月額固定報酬）のみで構成するものとします。

b. 定額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の定額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、業績、企業成長に対する貢献等に応じて、一般的な業界水準、当社と同程度の事業規模を有する他社動向等を総合的に考慮して決定するものとします。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、金銭報酬とし、当社及び当社取締役の業績評価に応じて算出された基準額に、当該年度の各取締役の貢献度等を加味して支給するものとします。

d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブ付与を目的として、株主総会において金銭報酬とは別に承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストックオプション等の新株予約権、在任条件型譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式を付与します。

新株予約権の付与は、個別の取締役の役位、職責、在任年数、業績評価、中長期的な企業成長への貢献等を総合考慮して、適宜の時期に取締役会にて協議して個別の取締役への付与の有無・数量・条件等の具体的な内容を決定しております。また、在任条件型譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の交付される当社の普通株式の総数、対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定するものとします。

- e. 金銭報酬の額、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の割合については、同業種かつ同規模の企業の報酬等の検証を踏まえたうえで、当社の業績に鑑み、支給の都度その具体的な内容を決定しております。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定についての委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定については、取締役会の決議により代表取締役秋枝静香が委任を受けるものとし、委任された代表取締役は、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内において決定します。

なお、当社は、取締役の報酬等について、客観性及び透明性を確保するため、任意の報酬諮問委員会を設置しており、上記の委任された権限が適切に行使されるよう、代表取締役は、委員の過半数が独立社外役員で構成される報酬諮問委員会における審議内容を踏まえ決定することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の具体的な内容が決定されていることから、当社取締役会はその内容が上記決定方針に沿うものであり適正であると判断しております。

代表取締役に上記権限を委任した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、経営状況等を最も熟知し、当社を取り巻く環境、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うに最も適しており、総合的に取締役の個人別の報酬等の額を決定できると判断したためです。

- ② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

監査役の報酬等は、高度な独立性を確保する観点から定額報酬（月額固定報酬）のみで構成し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会での協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	113,884 (7,200)	87,900 (7,200)	25,984 (－)	5(2)
監 査 役 (うち社外監査役)	22,050 (22,050)	22,050 (22,050)	－	3(3)
合 計 (うち社外役員)	135,934 (29,250)	109,950 (29,250)	25,984 (－)	8(5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等については、2021年3月26日開催の第11期定時株主総会において、取締役5名に対し年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、2023年3月28日開催の第13期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役3名に対し「在任条件型譲渡制限付株式」及び「業績連動型譲渡制限付株式」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権及び当社普通株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭を、「在任条件型譲渡制限付株式」については年額1億円以内、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間として定める3か年の事業年度につき1億5千万円以内、普通株式「在任条件型譲渡制限付株式」については年10万株以内、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間として定める3か年の事業年度につき15万株以内と決議いただいております。
3. 非金銭報酬等の額には、当事業年度における取締役3名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額を記載いたしております。
4. 監査役の報酬等については、2021年3月26日開催の第11期定時株主総会において、監査役3名に対し年額100百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外監査役小田陽一氏は、小田公認会計士事務所の代表であります。当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- ・社外監査役廣瀬卓生氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のパートナー弁護士であります。当社は、同事務所との間で法律相談等の役務提供の取引関係がありますが、当該役務は同事務所の異なる弁護士から提供を受けているものであり、また、その取引額は軽微であります。
- ・社外監査役小田和也氏は、みれい菓株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役鈴木邦彦氏は、株式会社セルファイバの社外監査役であります。当社と同社との間には、資本関係はありません。なお、同社との間に業務委託の取引関係がありましたが、現在は取引が終了しております。

・社外監査役廣瀬卓生氏は、株式会社コアコンセプト・テクノロジーの社外取締役及び浜松ホトニクス株式会社の社外取締役であります。当社と上記各社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

社外役員	出席状況及び発言状況等
取締役 吉岡 康弘	当事業年度に開催された13回すべての取締役会に出席し、これまでの職務経験を踏まえ、当社の経営全般に関わる発言を適宜行っております。
取締役 鈴木 邦彦	当事業年度に開催された13回すべての取締役会に出席し、これまでの職務経験を踏まえ、当社の経営全般に関わる発言を適宜行っております。
監査役 小田 陽一	当事業年度に開催された13回すべての取締役会に出席、また12回すべての監査役会に出席し、公認会計士としての豊富な経験と知識に基づき、当社の財務及び経営戦略に関する発言を適宜行っております。
監査役 廣瀬 卓生	当事業年度に開催された13回すべての取締役会に出席、また12回すべての監査役会に出席し、法務の専門家としての豊富な経験と知識に基づき、当社のコンプライアンスに関する発言を適宜行っております。
監査役 小田 和也	当事業年度に開催された13回すべての取締役会に出席、また12回すべての監査役会に出席し、これまでの豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般に関わる発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000

(注) 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額はございません。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきましては、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を確保するため、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を構築しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行うものとする。
 - b. 監査役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行を監査する。また社外監査役のうち1名以上は弁護士であり、法律専門家の視点に基づく監査を担当する。
 - c. 必要に応じて顧問弁護士等の専門家のアドバイスを受ける等により法令に適合することを確認する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」といいます。）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行うものとする。
 - b. 経営会議において、会社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つとともに必要な対応を協議する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役による意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため以下の事項を定める。
 - a. 毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行う。取締役会は、取締役及び社外取締役で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制を整えるものとする。
 - b. 常勤取締役及び各部署長を主要メンバーとする経営会議を、原則として月1回以上開催する。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行う。また、常勤監査役も経営会議に出席し、業務執行状況を監視する。

- c. 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - d. 内部監査担当部署は、内部統制状況を確認するために、内部監査を実施する。内部監査責任者は、代表取締役に承認された年間の内部監査計画書に基づき、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部監査を実施する。内部監査の実施状況については、代表取締役及び監査役に報告する。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 製品に関する品質、安全性確保及び法令順守のため、購買、生産管理、研究開発等の社内規程を整備し、運用する。その他一般の法的規制に関する遵守については、法務担当部署が対応し、企業価値向上のためのコンプライアンス基本規程、内部通報規程等の関連規程を定める。また、取締役及び使用人の全社員に対し、必要なコンプライアンス研修の受講を実施する。
 - b. 内部監査により、社内各部署の業務執行の適法性・妥当性について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行う。
- ⑥ 当社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、企業価値向上を目指した経営を行い、かつ社会的責任を全うするために経営理念を策定する。この経営理念に基づき業務の適正を図るため、当社は経営会議を設けて、情報の共有化や適切な時期での意思決定を行う。さらに全体にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、管理規程及び関連諸規程に基づいて、会社の管理監督を実施し、適時適切な報告・相談等を行う。また、監査役及び内部監査担当部署は、当社及び各会社におけるこれらの業務の実施状況を監査する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、内部監査担当部署所属の使用者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用者はその命令に関して、取締役及び内部監査担当部署長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用者は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づく通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
 - b. 監査役に報告を行った者が不利益を受けないような体制を整備する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、監査役会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取し、適法性を監査する。
 - b. 監査役は、内部監査担当部署及び会計監査人との相互連携を図り、監査の強化に努める。また、監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - c. 監査役は、その職務執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを目的に、反社会的勢力対応規程を定め、管理部門担当部署を中心にチェック体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是、以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席いたしました。その他、監査役会は12回、経営会議は12回、コンプライアンス・リスク委員会は4回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、執行役員、内部監査担当者、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査担当部署は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

貸借対照表

2024年12月31日現在

【単位：千円】

資産の部		負債の部	
流動資産	3,240,117	流動負債	648,595
現金及び預金	3,052,570	買掛金	15,575
売掛金	20,938	短期借入金	507,800
商品及び製品	37,176	1年内返済予定の長期借入金	18,000
原材料	18,410	未払金	42,796
前渡金	16,471	未払費用	16,006
前払費用	51,492	未払法人税等	16,814
未収消費税等	42,976	前受金	1,655
未収入金	73	預り金	9,946
その他	7	前受収益	20,000
固定資産	277,884	固定負債	327,000
有形固定資産	141,837	長期借入金	327,000
建物附属設備	115,682	負債合計	975,595
機械及び装置	178	純資産の部	
工具、器具及び備品	25,976	株主資本	2,493,095
無形固定資産	4,173	資本金	1,364,728
特許権	2,019	資本剰余金	3,986,655
ソフトウエア	1,653	資本準備金	3,986,655
その他	500	利益剰余金	△2,858,289
投資その他の資産	131,873	その他利益剰余金	△2,858,289
出資金	10	繰越利益剰余金	△2,858,289
長期前払費用	81,200	新株予約権	49,311
敷金及び保証金	50,663	純資産合計	2,542,406
資産合計	3,518,001	負債・純資産合計	3,518,001

損益計算書

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

【単位：千円】

科目	金額
売上高	54,446
売上原価	37,596
売 上 総 利 益	16,849
販売費及び一般管理費	912,982
營 業 損 失	896,133
営業外収益	
受取利息	480
助成金収入	44,465
その他	1,920
営業外費用	46,866
支払利息	9,514
コミットメントフィー	10,872
為替差損	93
経 常 損 失	869,747
税 引 前 当 期 純 損 失	869,747
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,491
当 期 純 損 失	872,238

株主資本等変動計算書

自 2024年1月1日
至 2024年12月31日

【単位：千円】

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,283,445	3,905,372	3,905,372
当期変動額			
新株の発行	81,283	81,283	81,283
当期純損失(△)	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-
当期変動額合計	81,283	81,283	81,283
当期末残高	1,364,728	3,986,655	3,986,655

	株主資本			新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金		株主資本合計				
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	△1,986,050	△1,986,050	3,202,767	702	3,203,469		
当期変動額							
新株の発行	-	-	162,566	-	162,566		
当期純損失(△)	△872,238	△872,238	△872,238	-	△872,238		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	48,609	48,609		
当期変動額合計	△872,238	△872,238	△709,672	48,609	△661,063		
当期末残高	△2,858,289	△2,858,289	2,493,095	49,311	2,542,406		

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品及び製品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備	8～18年
--------	-------

機械及び装置	4～7年
--------	------

工具、器具及び備品	2～10年
-----------	-------

無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

特許権	8～13年
-----	-------

ソフトウェア	社内における見込利用可能期間(5年)による定額法
--------	--------------------------

(3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、

当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主として、自社製品及び仕入商品は引渡を行った時点で、それぞれ顧客が当該財に対する支配を獲得したと考え、収益を認識しております。また、サービスの提供については、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金 (定期預金)	900,000千円
---------------	-----------

② 担保に係る債務

短期借入金	400,000千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 267,857千円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるこれら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	1,550,000千円
借入実行残高	507,800千円
差引額	1,042,200千円

(4) 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額 20,938千円

(5) 前受金及び前受収益のうち、契約負債の金額 1,655千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 8,184,800株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 234,500株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は税務上の繰越欠損金であります。そのすべてについて回収可能性がないと判断して、繰延税金資産計上額はありません。なお、繰延税金負債は計上しておりません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融商品等に限定する方針です。短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、国外企業への輸出販売に際し生じる外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に研究開発を目的とした資金調達であり、長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、現状の金利は低い水準で推移しており、今後も急激に上昇する可能性は低いと考えられるため、スワップ等は利用しておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、

財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金及び短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（1年内返済含む）	345,000	320,026	△24,973

（注1）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
出資金	10
敷金及び保証金	50,663

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済含む）	—	320,026	—	320,026

長期借入金（1年内返済含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

項目	報告セグメント		合計
	細胞製品等の研究開発 及び製造販売並びに これらの付随業務	計	
一時点で移転される財	38,518	38,518	38,518
一定の期間にわたり移転される財	15,927	15,927	15,927
顧客との契約から生じる収益	54,446	54,446	54,446
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	54,446	54,446	54,446

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	17,118	20,938
契約負債	2,210	1,655

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,210千円であります。

- ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	秋枝 静香	(被所有) 直接5.70%	当社 代表取締役	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	69,600	—	—
役員	三條 真弘	(被所有) 直接4.18%	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	62,640	—	—
役員	徳永 周彦	(被所有) 直接0.42%	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	13,920	—	—

(注) 謹度制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	304.60円
1株当たり当期純損失	108.34円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社サイフューズ

取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐藤 淳
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 木全 計介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイフューズの2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社サイフューズ 監査役会

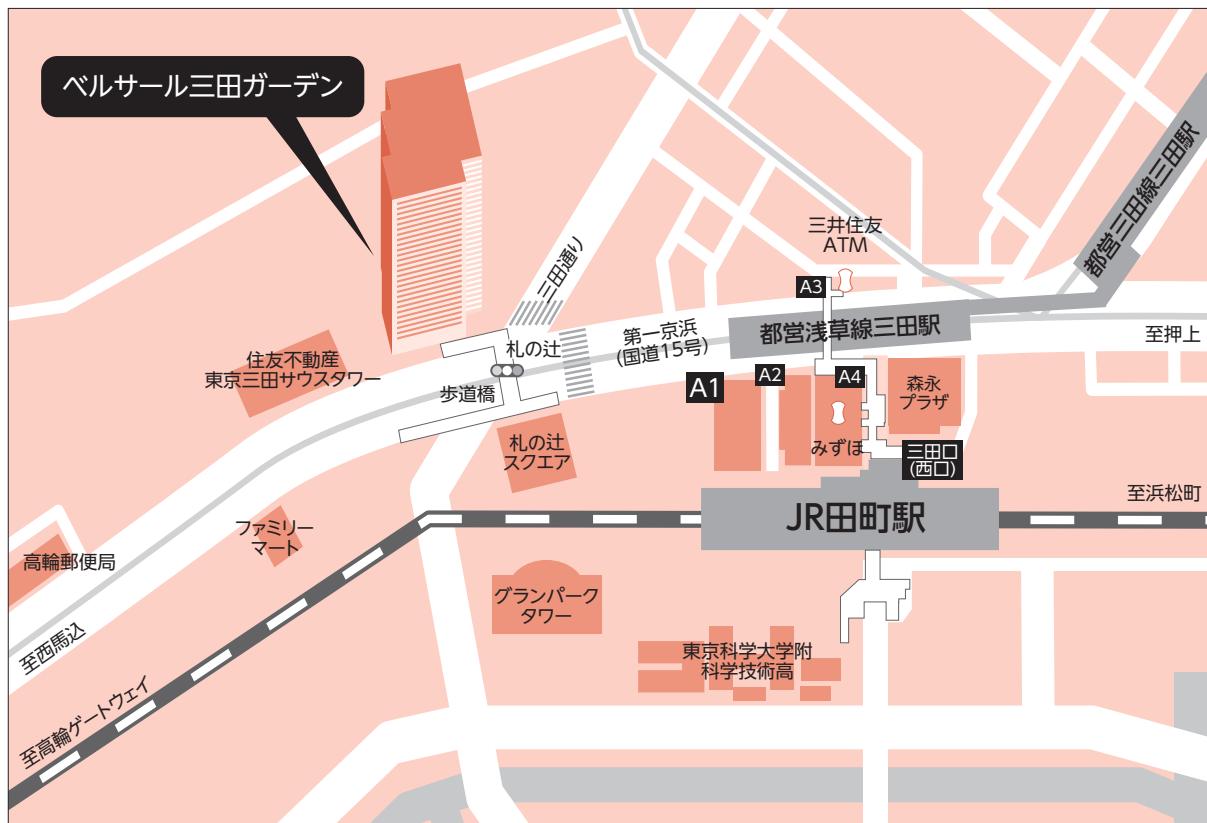
常勤監査役（社外監査役）	小田 陽一	㊞
社外監査役	廣瀬 卓生	㊞
社外監査役	小田 和也	㊞

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区三田三丁目5番19号

住友不動産東京三田ガーデンタワー2階 ベルサール三田ガーデン

電話 050-3112-0929



●最寄駅

「田町駅」 三田口（西口） 徒歩5分（山手線・京浜東北線）

「三田駅」 A3出口 徒歩4分（三田線・浅草線）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。